官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

# 目次

〔省　令〕
○海上運送法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五二）　二
〔法規的告示〕
○小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示（国土交通五五六）　二
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産五七二）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業五五）　五
○都市計画に関する件（国土交通五五七）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同五五八）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同五五九～五六三）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同五六四～五六七）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五六八）　七
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（同五六九）　七
○道路に関する件（東北地方整備局七九）　七
〔国会事項〕
官庁事項
登録船舶職員養成事務の休止に関する公示（国土交通省）　七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　八
気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について（気象庁）　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示
（東京労働局最低工賃公示一）　八
国家試験
令和八年度弁理士試験の試験会場（工業所有権審議会）　九
〔公　告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　九
官庁
隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一〇
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

# 省　令

**○国土交通省令第五十二号**

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条の五において準用する同法第十条の三第二項の規定に基づき、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （旅客不定期航路事業の許可申請）<br>**第二十二条**　（略）<br>２　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。<br>一～三　（略）<br>四　法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業（第二十二条の三第二項及び第二十二条の六において読み替えて準用する第七条の四第三号へにおいて「第二号旅客不定期航路事業」という。）にあつては、安全人材確保計画<br>（準用規定）<br>**第二十二条の六**　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第七条まで、第七条の四から第八条まで、第十二条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の四第三号へ中「教育及び訓練」とあるのは「教育及び訓練（第二号旅客不定期航路事業を営む者にあつては、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する映像記録装置による記録を用いた教育及び訓練を含む。）」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。 | （旅客不定期航路事業の許可申請）<br>**第二十二条**　（略）<br>２　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。<br>一～三　（略）<br>四　法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業（第二十二条の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」という。）にあつては、安全人材確保計画<br>（準用規定）<br>**第二十二条の六**　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第七条まで、第七条の四から第八条まで、第十二条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。 |

**附　則**

（施行期日）

１　この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に海上運送法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業を営む者は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の海上運送法施行規則（以下「新海上運送法施行規則」という。）の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新海上運送法施行規則の相当する規定によりこの省令の施行の日に行われたものとみなす。

# 法規的告示

**○国土交通省告示第五百五十六号**

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二十二条の六において読み替えて準用する同令第七条の四第三号への規定に基づき、小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示を次のように定め、令和九年四月一日から適用する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示

海上運送法施行規則第二十二条の六において読み替えて準用する同令第七条の四第三号へに規定する小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準は、次のとおりとする。

一　当該者が航行の用に供する船舶（日没から日出までの間において航行しているものを除く。以下この号及び第六号において「対象船舶」という。）の航行中において、次に掲げる事項（船舶自動識別装置その他の設備により航行中において常時対象船舶の位置並びに日付及び時刻を同時に記録することができる場合にあっては、ホに掲げる事項を除く。第五号において同じ。）を同時に記録することができるものであること。

イ　対象船舶に備え付けられた第三号の前方用カメラにより撮影される対象船舶の進行方向の映像

ロ　対象船舶の操縦装置の付近に備え付けられた第四号の操縦者用カメラにより撮影される対象船舶の操縦者が行う対象船舶の操縦に係る映像

ハ　汽笛の音その他の周囲の音声

ニ　日付及び時刻

ホ　対象船舶の位置

二　記録した前号イからニまでに掲げる事項について、電子計算機を用いて同時にその映像面に表示し、又は再生することができるものであること。

三　次に掲げる基準に適合する前方用カメラを備えたものであること。

イ　水平面上に備え付けた場合において、左右にそれぞれ六十度以上、上下にそれぞれ二十五度以上の範囲を撮影することができるものであること。

ロ　〇・一秒に一回以上の頻度で、一二八〇×七二〇ドット以上の解像度の映像を撮影することができるものであること。

四　〇・一二秒に一回以上の頻度で映像を撮影することができる操縦者用カメラを備えたものであること。

五　第一号イからホまでに掲げる事項を一航海の時間又は五時間のいずれか短い方の時間以上連続して記録することができる記録媒体を備えたものであること。

六　作動後に記録媒体への記録が行われない場合において、その旨を灯火、音声その他の手段により対象船舶の操縦者に伝達する機能を備えたものであること。

七　堅ろうであり、かつ、振動、衝撃その他の外部の作用により容易にその機能を停止しないものであること。

八　風雨の影響を受ける場所、水を取り扱う場所又は結露する場所に備え付ける場合にあっては、防水性を有するものであること。

# その他告示

**○農林水産省告示第五百七十二号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年四月十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 |
|---|---|---|---|
| Allium sativum L. | かがわにんにん | 香川県<br>香川県高松市番町四丁目１番10号 | 第38321号<br>令和７年12月12日 |
| Antirrhinum L. | IB 009-2 | INNOVABRED PTY LTD<br>3 Harris Road, Wonga Park VIC 3115, Australia | 第38167号<br>令和７年８月25日 |
| Begonia x hiemalis Fotsch | グロワール | 須藤裕政<br>群馬県富岡市黒川1293 | 第38333号<br>令和７年12月24日 |
| Calibrachoa Cerv. | Docalrayel | Dummen Group B.V.<br>Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands | 第38341号<br>令和８年１月７日 |
| Camellia sinensis (L.) Kuntze | 彩の女神（さいめがみ） | 埼玉県<br>埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番１号<br>株式会社伊藤園<br>東京都渋谷区本町三丁目47番10号 | 第38326号<br>令和７年12月19日 |
| 〃 | 彩の糸（さいいと） | 〃 | 第38327号<br>令和７年12月19日 |
| Celosia L. | SAKCEL005 | 株式会社サカタのタネ<br>神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号 | 第38357号<br>令和８年１月20日 |
| Dahlia Cav. | Dodahsumbeewhi | Dummen Group B.V.<br>Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands | 第38329号<br>令和７年12月23日 |
| 〃 | Dodahsumbeeresta | 〃 | 第38330号<br>令和７年12月23日 |
| 〃 | Dodahsubesabic | 〃 | 第38332号<br>令和７年12月23日 |
| Hypericum L. | DHYPGLRBY | Danziger Dan Flower Farm<br>Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel | 第38360号<br>令和８年１月20日 |
| Impatiens New Guinea Group | SAKIMP082 | 株式会社サカタのタネ<br>神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号 | 第38354号<br>令和８年１月20日 |
| 〃 | SAKIMP083 | 〃 | 第38355号<br>令和８年１月20日 |
| 〃 | SAKIMP084 | 〃 | 第38356号<br>令和８年１月20日 |
| Lactuca sativa L. | SAKLET022 | 〃 | 第38358号<br>令和８年１月20日 |
| Lentinula edodes (Berk.) Pegler | 秋山（あきやま）A-528号（ごう） | 株式会社秋山種菌研究所<br>山梨県甲府市高畑一丁目５番13号 | 第38352号<br>令和８年１月19日 |
| Limonium Mill. | MYLIM070 | 株式会社ミヨシ<br>東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号 | 第38344号<br>令和８年１月９日 |
| Oryza sativa L. | 風（かぜ）きらり | 長野県<br>長野県長野市大字南長野字幅下692―２ | 第38336号<br>令和７年12月26日 |
| Petunia Juss. | Dopetpocanalow25 | Dummen Group B. V.<br>Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands | 第38342号<br>令和８年１月７日 |
| Prunus mume Siebold & Zucc. | 玉井南紅（たまいなんこう） | 玉井康正<br>和歌山県田辺市上秋津4471 | 第38328号<br>令和７年12月22日 |
| 〃 | ファーストレディ | 羽竹栄一<br>和歌山県田辺市上三栖63 | 第38335号<br>令和７年12月26日 |
| Rosa L. | ワンダーエイトカイトグレス | 早野公春<br>埼玉県本庄市寿３―５―36 | 第38285号<br>令和７年11月12日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| Solanum lycopersicum L. | TTM220 | タキイ種苗株式会社<br>京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地 | 第38364号<br>令和８年１月22日 |

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 | 指定国 | 輸出する行為を制限する旨 |
|---|---|---|---|---|---|
| Allium sativum L. | かがわにんにん | 香川県<br>香川県高松市番町四丁目１番10号 | 第38321号<br>令和７年12月12日 | なし | 登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。 |
| Camellia sinensis (L.) Kuntze | 彩の女神（さいめがみ） | 埼玉県<br>埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番１号<br>株式会社伊藤園<br>東京都渋谷区本町三丁目47番10号 | 第38326号<br>令和７年12月19日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 彩の糸（さいと） | 〃 | 第38327号<br>令和７年12月19日 | 〃 | 〃 |
| Celosia L. | SAKCEL005 | 株式会社サカタのタネ<br>神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号 | 第38357号<br>令和８年１月20日 | 〃 | 〃 |
| Impatiens New Guinea Group | SAKIMP082 | 〃 | 第38354号<br>令和８年１月20日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | SAKIMP083 | 〃 | 第38355号<br>令和８年１月20日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | SAKIMP084 | 〃 | 第38356号<br>令和８年１月20日 | 〃 | 〃 |
| Lactuca sativa L. | SAKLET022 | 〃 | 第38358号<br>令和８年１月20日 | 〃 | 〃 |
| Lentinula edodes (Berk.) Pegler | 秋山（あきやま）A-528号（ごう） | 株式会社秋山種菌研究所<br>山梨県甲府市高畑一丁目５番13号 | 第38352号<br>令和８年１月19日 | 〃 | 〃 |
| Limonium Mill. | MYLIM070 | 株式会社ミヨシ<br>東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号 | 第38344号<br>令和８年１月９日 | 〃 | 〃 |
| Oryza sativa L. | 風（かぜ）きらり | 長野県<br>長野県長野市大字南長野字幅下692―２ | 第38336号<br>令和７年12月26日 | 〃 | 〃 |
| Solanum lycopersicum L. | TTM220 | タキイ種苗株式会社<br>京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地 | 第38364号<br>令和８年１月22日 | 〃 | 〃 |

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び年月日 | 指定地域 | 生産する行為を制限する旨 |
|---|---|---|---|---|---|
| Allium sativum L. | かがわにんにん | 香川県<br>香川県高松市番町四丁目１番10号 | 第38321号<br>令和７年12月12日 | 香川県 | 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。 |
| Oryza sativa L. | 風（かぜ）きらり | 長野県<br>長野県長野市大字南長野字幅下692―２ | 第38336号<br>令和７年12月26日 | 長野県 | 〃 |

**○経済産業省告示第五十五号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年四月十五日から施行する。

令和八年四月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

| 災害名 | 地域 | 指定の期間 |
|---|---|---|
| 令和七年台風第十五号等に伴う災害 | 静岡県<br>牧之原市 | 令和七年九月五日から令和八年七月十四日まで |

**○国土交通省告示第五百五十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　令和元年国土交通省告示第五百五十八号東京都市計画道路事業幹線街路放射第１９号線

三　事業施行期間　自令和元年九月二十七日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○国土交通省告示第五百五十八号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｐ―662号 | 油吸着材（マット状のもの） | ＯＢＨＷＰ100 | Fyter Tech Nonwovens, LLC | 2121―B American Boulevard De Pere, Wisconsin 54115 United States of America |

**○国土交通省告示第五百五十九号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｆ―795号 | 表面仕上材（一次甲板床張り材） | Swedac Covering System V2 | Swedish Acoustic Products Innovation AB | Storas Industrigata 5 SE-424 69 Angered, Kingdom of Sweden |
| 第Ｓ―153号 | 居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝44 dB） | 〃 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第五百六十号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｆ―827号 | 仕切り甲板（Ａ60級） | ＴＫＡＢ―７Ｄ | 株式会社大晃産業 | 広島県尾道市向島町9515番地の１ |
| 第Ｆ―828号 | 〃 | ＴＫＡＢ―８Ｄ | 〃 | 〃 |
| 第Ｆ―829号 | 仕切り隔壁（Ａ60級） | ＴＫＡＢ―11Ｂ | 〃 | 〃 |
| 第Ｆ―830号 | 〃 | ＴＫＡＢ―12Ｂ | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第五百六十一号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｆ―831号 | 防火戸（Ａ60級） | ＭＳ―Ａ60―11Ｂ | 株式会社西日本メタル工業 | 長崎県長崎市田中町416番地 |
| 第Ｆ―832号 | 〃 | ＭＳ―Ａ60―11Ｃ | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第五百六十二号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第Ｆ―833号 | 防火戸（Ａ60級） | ＮＳＹＴ―ＨＡＴＣＨ（Ａ―60） | 株式会社大晃産業 | 広島県尾道市向島町9515番地の１ |
| 第Ｆ―834号 | 〃 | ＴＫ．ＳＡ―３ＢＷＴ（Ａ―60） | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第五百六十三号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第5835号 | 小型船舶用救命胴衣（膨脹式） | Ｂ―Lifejac―ＡＸ01 | 株式会社ＱＵＥＥＮ | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町１丁16―４―１ラレックス城ノ山１号 |

○国土交通省告示第五百六十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第2818号 | レーダー反射器 | ＫＲ－１ | 興亜化工株式会社 | 本体生地の仕様の変更 |

○国土交通省告示第五百六十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第4962号 | 救命胴衣灯 | ＬＪ―61（ＬＥＤ Type） | 日本船燈株式会社 | ＬＥＤ及び関連部品の仕様の追加 |

○国土交通省告示第五百六十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第5357号 | 船舶自動識別装置 | ＪＨＳ―183 | 日本無線株式会社 | ＧＮＳＳ受信機能に関わる部品変更 |

○国土交通省告示第五百六十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年三月二十六日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第5780号 | 小型船舶用救命胴衣（膨脹式） | ＳＷ―Ｊ―Ｆ07 | Seawolf Marine co., Ltd | 気室の形状の変更、送気口金の仕様の変更及びガス容器の仕様の追加 |

○国土交通省告示第五百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上江沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県村上市大字花立及び同市大字荒島の区域内の土地のうち、次の一点から六十四点までを順次結んだ線及び一点と六十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 38°06′08.7524″ | 139°29′10.1833″ |
| 2 | 38°06′08.4438″ | 139°29′10.3986″ |
| 3 | 38°06′08.2982″ | 139°29′10.4175″ |
| 4 | 38°06′08.1867″ | 139°29′10.4319″ |
| 5 | 38°06′08.0748″ | 139°29′10.4465″ |
| 6 | 38°06′07.6401″ | 139°29′10.2275″ |
| 7 | 38°06′07.4583″ | 139°29′10.5056″ |
| 8 | 38°06′07.0719″ | 139°29′10.7271″ |
| 9 | 38°06′06.9818″ | 139°29′10.7787″ |
| 10 | 38°06′06.7726″ | 139°29′10.7061″ |
| 11 | 38°06′06.3448″ | 139°29′10.1396″ |
| 12 | 38°06′05.9509″ | 139°29′10.0063″ |
| 13 | 38°06′05.8408″ | 139°29′09.9691″ |
| 14 | 38°06′05.7195″ | 139°29′09.9280″ |
| 15 | 38°06′05.7001″ | 139°29′09.9215″ |
| 16 | 38°06′05.3583″ | 139°29′09.6601″ |
| 17 | 38°06′05.1190″ | 139°29′09.4772″ |
| 18 | 38°06′05.0604″ | 139°29′09.4324″ |
| 19 | 38°06′04.8697″ | 139°29′09.3381″ |
| 20 | 38°06′04.7615″ | 139°29′09.2846″ |
| 21 | 38°06′04.4256″ | 139°29′09.1185″ |
| 22 | 38°06′04.4175″ | 139°29′09.1145″ |
| 23 | 38°06′04.0742″ | 139°29′09.1216″ |
| 24 | 38°06′03.8914″ | 139°29′09.1255″ |
| 25 | 38°06′03.8004″ | 139°29′09.1838″ |
| 26 | 38°06′03.7171″ | 139°29′09.2373″ |
| 27 | 38°06′03.5848″ | 139°29′09.3054″ |
| 28 | 38°06′03.5547″ | 139°29′09.3418″ |
| 29 | 38°06′03.5269″ | 139°29′09.3374″ |
| 30 | 38°06′03.3809″ | 139°29′09.5090″ |
| 31 | 38°06′03.3806″ | 139°29′09.5509″ |
| 32 | 38°06′03.0835″ | 139°29′09.5174″ |
| 33 | 38°06′03.2119″ | 139°29′09.2697″ |
| 34 | 38°06′03.6309″ | 139°29′08.9343″ |
| 35 | 38°06′03.7628″ | 139°29′08.8343″ |
| 36 | 38°06′03.6354″ | 139°29′08.5461″ |
| 37 | 38°06′03.6947″ | 139°29′08.4948″ |
| 38 | 38°06′03.8136″ | 139°29′08.3920″ |
| 39 | 38°06′03.8740″ | 139°29′08.3397″ |
| 40 | 38°06′03.9033″ | 139°29′08.3143″ |
| 41 | 38°06′04.4295″ | 139°29′08.4748″ |
| 42 | 38°06′04.8867″ | 139°29′08.2108″ |
| 43 | 38°06′05.0854″ | 139°29′08.0961″ |
| 44 | 38°06′05.7316″ | 139°29′08.2382″ |
| 45 | 38°06′06.3817″ | 139°29′08.1678″ |
| 46 | 38°06′07.0330″ | 139°29′08.0354″ |
| 47 | 38°06′07.6834″ | 139°29′07.9508″ |
| 48 | 38°06′07.8323″ | 139°29′07.8121″ |
| 49 | 38°06′08.2060″ | 139°29′07.4639″ |
| 50 | 38°06′08.5295″ | 139°29′07.4334″ |
| 51 | 38°06′08.7629″ | 139°29′07.4365″ |
| 52 | 38°06′08.7121″ | 139°29′07.5767″ |
| 53 | 38°06′08.8743″ | 139°29′07.8850″ |
| 54 | 38°06′08.8661″ | 139°29′07.8886″ |
| 55 | 38°06′08.9454″ | 139°29′08.6515″ |
| 56 | 38°06′08.9595″ | 139°29′08.7873″ |
| 57 | 38°06′08.9721″ | 139°29′08.9087″ |
| 58 | 38°06′08.9769″ | 139°29′08.9543″ |
| 59 | 38°06′08.9993″ | 139°29′09.1695″ |
| 60 | 38°06′08.9343″ | 139°29′09.4361″ |
| 61 | 38°06′08.8730″ | 139°29′09.6883″ |
| 62 | 38°06′08.8532″ | 139°29′09.7691″ |
| 63 | 38°06′08.7864″ | 139°29′10.0394″ |
| 64 | 38°06′08.7633″ | 139°29′10.1386″ |

**○国土交通省告示第五百六十九号**

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

| 登録年月日 | 名称 | 住所 | 種類 |
|---|---|---|---|
| 令和八年三月三十日 | 株式会社ＨＳＣ | 栃木県足利市田中町四五九番地の一 | 貨物軽自動車安全管理者講習 |

**○東北地方整備局告示第七十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十四日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 山形県最上郡舟形町舟形字元屋敷二四一番一から同町舟形字野々田二八九番二八まで | 前 | 九・九四～二八・四六メートル　〇・六一六キロメートル |
| | 後 | 一三・〇〇～二八・四六メートル　〇・六一六キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

# 国会事項

## 衆議院

**議案提出**

四月十日内閣から提出した議案は次のとおりである。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

**質問書提出**

四月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問主意書（長妻昭提出）

加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問主意書（長妻昭提出）

**答弁書受領**

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出いわゆる「消えた年金」を探す「持ち主不明記録検索」に関する質問に対する答弁書

**報告書受領**

四月十日内閣を経由して経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第五項において準用する同条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の十二第七項及び同条第八項、第十五条の十三第四項において準用する同条第七項並びに第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告

## 参議院

**議案受領**（予備審査）

四月十日内閣から次の議案が送付された。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

**質問主意書提出**

四月十日議員から次の質問主意書が提出された。

日本国国章損壊罪の制定に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第二三三号）

**答弁書受領**

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ提出準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問に対する答弁書（第二六号）

参議院議員高良沙哉提出「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問に対する答弁書（第二七号）

参議院議員石垣のりこ提出ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問に対する答弁書（第二八号）

**報告書受領**

四月十日内閣を経由して経済産業大臣から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第五項において準用する同条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の十二第七項及び同条第八項において準用する同条第七項並びに第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

# 官庁報告

## 官庁事項

**登録船舶職員養成事務の休止に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の七の規定に基づき、登録船舶職員養成事務の一部を休止する旨の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　独立行政法人海技教育機構　海技大学校

二　休止する登録船舶職員養成施設の種類　六級海技士（航海）第一種養成施設

六級海技士（航海）第二種養成施設

三　休止期間

自　令和八年四月一日

至　令和十年八月三十一日

**登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上自衛隊第一術科学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）学校長　小杉　正博

（変更後）学校長　小牟田秀覚

三　変更年月日　令和八年三月二十三日

**登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上自衛隊第１術科学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）学校長　小杉　正博
（変更後）学校長　小牟田秀覚
三　変更年月日　令和八年三月二十三日

**登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　海上自衛隊第１術科学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）学校長　小杉　正博
（変更後）学校長　小牟田秀覚
三　変更年月日　令和八年三月二十三日

**気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年４月14日　　気象庁長官　野村　竜一

気象庁防災業務計画の修正について

一　修正の目的
「長時間継続する津波に関する情報提供のあり方検討会」の報告等を踏まえて、所要の修正を行った。
二　修正年月日　令和８年３月26日
三　修正の要旨
１　「長時間継続する津波に関する情報提供のあり方検討会」の報告や令和７年７月のカムチャツカ半島東方沖の地震の際の対応を踏まえて、記述の修正を行った。
２　火山調査研究推進本部が設置されたこと等を踏まえて、記述の修正を行った。

**関東地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するとともとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十四日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　占用を制限する区域
区域
千曲市大字杭瀬下字東沖五六番二から同市大字杭瀬下字東沖三七番四まで
(四)　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日
令和八年四月十五日
(七)　図面縦覧場所
関東地方整備局及び同局長野国道事務所

**九州地方整備局公示**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和八年三月二十五日、大野川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和八年四月十四日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

## 労　働

**最低工賃の改正決定に関する公示**

東京労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都革靴製造業最低工賃（令和５年東京労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月14日　　東京労働局長　増田　嗣郎

東京都革靴製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１足につき金額欄に掲げる金額

| 業務 | 品目 | 規格 | | 工程（下記の工程を全て行う場合） | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 革の種類 | 型及びデザイン | | |
| 製甲 | 紳士靴 | 牛革の銀付き又はガラス張り | 裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き | 甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け | 928円 |
| | 婦人靴　パンプス | | 裏付き、無飾り及びヒール付き | 甲革の縁すき、縁折り込みぐり又はテープ取り、折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け | 783円 |
| | ショートブーツ | | 裏付き、ファスナー付き、はぎ（２か所に限る。）及びヒール付き | 甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け | 1,465円 |
| | サンダル | 牛革の地生 | 裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き | 甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、縁ミシン掛け、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け | 704円 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 底付け（セメンテッド方式によるものに限る。） | 紳士靴 | | 牛革の銀付き又はガラス張り | 裏付き | 中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ及び本底張付け | 788円 |
| | 婦人靴 | パンプス | | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け | 874円 |
| | | | | 裏付き、ヒール付き及びストム付き | 中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け | 1,010円 |
| | | ショートブーツ | | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け | 1,266円 |
| | | サンダル | 牛革の地生 | 裏付き及びヒール付き | 中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け | 704円 |
| 裁断 | 紳士靴 | | 牛革の銀付き又はガラス張り | 外羽根、無飾り及びひも付き | 甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断 | 160円 |
| | 婦人靴 | パンプス | | 無飾り及びヒール付き | 甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断 | 137円 |
| | | ショートブーツ | | ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き | 甲革の本体及びヒール巻きの裁断 | 183円 |
| | | サンダル | 牛革の地生 | 無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き | 甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断 | 149円 |

4　効力発生の日　令和８年５月14日

## 国家試験

### 令和８年度弁理士試験の試験会場

令和８年度弁理士試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和８年４月14日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁

1　短答式筆記試験（令和８年５月17日（日）12時30分から16時00分まで）

⑴　東京

立教大学　池袋キャンパス〔東京都豊島区西池袋三丁目34―１〕

⑵　大阪

大阪経済大学　大隅キャンパス〔大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目２―８〕

⑶　仙台

北杜学園　中央校舎２号館　（仙台大原簿記情報公務員専門学校）〔宮城県仙台市青葉区中央四丁目２―25〕

⑷　名古屋

愛知大学　車道キャンパス〔愛知県名古屋市東区筒井二丁目10―31〕

⑸　福岡

福岡工業大学〔福岡県福岡市東区和白東三丁目30―１〕

2　論文式筆記試験【必須科目】（令和８年６月28日（日）10時00分から17時00分まで）

⑴　東京

立教大学　池袋キャンパス〔東京都豊島区西池袋三丁目34―１〕

⑵　大阪

大阪経済大学　大隅キャンパス〔大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目２―８〕

3　論文式筆記試験【選択科目】（令和８年７月26日（日）10時00分から11時30分まで）

⑴　東京

東京富士大学〔東京都新宿区下落合一丁目７―７〕

⑵　大阪

大阪経済大学　大隅キャンパス〔大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目２―８〕

4　口述試験（令和８年10月17日（土）から令和８年10月19日（月）のうち、いずれかの日）

東京

ザ・プリンス　パークタワー東京〔東京都港区芝公園四丁目８―１〕

5　注意事項

⑴　会場への直接の問い合わせ等は行わないこと。

⑵　会場への車の乗り入れは厳禁であること。

⑶　試験室の室温の感じ方には個人差があり、また、設備によっては試験室内の温度が一定にならない場合もあるため、着衣については各自留意すること。

### 基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月14日

国土交通大臣　金子　恭之

| 測量の種類 | 実施時期 | 地域 都道府県 | 地域 市、区、(郡)、町、村名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 復旧測量 | 令和６年度 | 兵庫県 | 宍粟市 | 三角点（改算） |
| 〃 | 〃 | 〃 | （美方郡）香美町 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 和歌山県 | （西牟婁郡）白浜町 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 大阪府 | （豊能郡）能勢町 | 〃 |
| 〃 | 令和７年度 | 北海道 | （松前郡）松前町 | 三角点（改測） |
| 〃 | 〃 | 石川県 | 金沢市 | 水準点（改算） |
| 〃 | 〃 | 〃 | 白山市 | 〃 |
| 時空間変位確定測量 | 〃 | 全国 | | 地殻変動補正パラメータ．2026 |
| 衛星合成開口レーダー地盤変動測量 | 〃 | 〃 | | 衛星合成開口レーダー地盤変動測量成果 |
| 超長基線測量 | 平成15年度～令和６年度 | 茨城県 | | アンテナ参照点の三次元座標及び速度、ＶＬＢＩアンテナ間の基線長、地球姿勢パラメータ |

# 公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**破産手続廃止及び免責許可決定**

**破産手続終結及び免責許可決定**

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**書面による計算報告**

**特別清算開始**

**令和８年（ヒ）第１００１号**
札幌市清田区平岡８条１丁目１番１０号
清算株式会社 株式会社ケーユニオン
代表清算人 青木康之
１　決定年月日 令和８年３月３１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

**特別清算終結**

**令和７年（ヒ）第３号**
熊本県上天草市松島町阿村964番地の2
清算株式会社　永目海運株式会社
代表清算人　永目幸浩
１　決定年月日　令和８年３月３０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所天草支部

**令和８年（ヒ）第１号**
静岡県焼津市大栄町１丁目９番２０号
清算株式会社　株式会社静竹本店
１　決定年月日　令和８年３月３１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

**令和８年（ヒ）第１号**
岡山県倉敷市大畠１６６６番地の２
清算株式会社　株式会社ＨＳ
１　決定年月日 令和８年３月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（ヒ）第２号**
岡山県倉敷市大畠１６６６番地の２
清算株式会社 株式会社ＨＲ
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（ヒ）第１３号**
岡山市北区本町６番３６号
清算株式会社　株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ
１　決定年月日　令和8年3月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和６年（ヒ）第１００６号**
名古屋市千種区今池南３２番１９号
清算株式会社　株式会社今池南設計事務所
１　決定年月日　令和８年３月３１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和8年（ヒ）第3004号**
大阪府摂津市鶴野１丁目６番２２号
清算株式会社　株式会社木田精密機械
１ 決定年月日　令和8年3月30日
２ 主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第１号**
岡山県津山市大手町２番地の13
清算株式会社　ＳＨ株式会社
代表清算人　　石井繁好
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社及び各協定債権者は、清算株式会社が各協定債権者に対し、解散日から申立日までの間に、別紙債権者名簿の「債権申出後の弁済額」欄記載のとおり弁済したことを認める。
２　各協定債権者は、清算株式会社に対し、別紙債権者名簿の「申立日の債権額」欄記載の金額につき、その債務を免除する。
３　本協定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で、前項に基づく弁済時に遡って効力を失う。
（別紙省略）
岡山地方裁判所津山支部

**令和８年（ヒ）第２００２号**
東京都中央区日本橋馬喰町２丁目６番10号　東京大和化成ビル５階
清算株式会社　馬喰町管財株式会社
代表清算人　小幡　朋弘
１　決定年月日　令和８年３月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
記
（1）「清算株式会社」とは、馬喰町管財株式会社を意味する。
（2）「協定債権者」とは、別紙「協定債権弁済計画表」の「対象債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
（3）「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定の確定日を意味する。
２　協定債権の弁済の場所等
清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は四捨五入する。
第２　個別条項
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、認可決定確定日から１か月以内に、協定債権額の０．０１３５２２９６４３５０４９６１％の金員を弁済する。
２　協定債権者は､前項の弁済を受けたときは､清算株式会社に対し、認可決定確定日に、協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び未払の利息・損害金につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。　以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

## 更生手続における監督命令

**令和８年（ミ）第１号**
神奈川県平塚市横内３７７４－２
開始前会社　株式会社ミサワコーポレーション
主文　１　開始前会社について、監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員に次の者を選任する。
東京都中央区銀座七丁目１２番１４号　大栄会館５階　富永浩明法律事務所　弁護士　富永浩明
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（１００万円以下の価額を有する財産に係る取引及び常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
令和８年３月３１日
東京地方裁判所民事第２０部

**包括的禁止命令**

**監督命令**

## 再生手続開始

### 事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

**令和７年（再）第３号**

岡山県倉敷市阿知１丁目７番２号くらしきシティプラザ西ビル701号

再生債務者　ファーマーズホールディングス株式会社

決定の要旨　令和８年３月31日付け事業譲渡許可申請書に係る事業譲渡について会社法第467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和８年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（再）第３８号**

東京都江東区白河三丁目２番８号

再生債務者　株式会社ＷＩＮＤ－ＳＭＩＬＥ

決定の要旨　令和 8年 3月19日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法 467条 1項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和 8年 3月31日

東京地方裁判所民事第２０部

## 再生手続終結

### 小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　七十三頁（号外第七十八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　七十三頁（号外第七十八号）

令和八年四月十四日

東京都江東区新大橋一丁目八番七号
（甲）株式会社明祥
代表取締役　工藤　太一

東京都江東区新大橋一丁目八番七号
（乙）株式会社エスコ
代表取締役　工藤　太一

**合併公告**

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

鹿児島市伊敷三丁目一四番八号

（甲）医療法人ナカノ会

理事長　中野　一司

鹿児島市新照院町一九番八号

（乙）医療法人藤和会

理事長　米澤　士郎

**合併公告**

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両法人の理事会の承認決議は令和七年十二月五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyou/kaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000&vo_headVO_corporationId=1647119780

（乙）https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyou/kaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000&vo_headVO_corporationId=1647119790

令和八年四月十四日

沖縄県豊見城市字嘉数四六九番地の五

（甲）社会福祉法人恵福祉会

理事長　赤嶺　恵子

沖縄県豊見城市字饒波一〇一五番地の二

（乙）社会福祉法人美空福祉会

理事長　赤嶺　琢哉

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ミドルスパート（住所　東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号ＴＯＣビル一〇階）に対して当社の人材紹介事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/195297/announces

令和八年四月十四日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

ＴＯＣビル一〇階

（旧本店所在地　東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町トラストタワー二三階）

株式会社ライフシフトラボ

代表取締役　都築　辰弥

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ノースケアとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

札幌市東区北三十九条東二十一丁目一番三号

合同会社ノースケア

代表社員　北川　悠介

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エミシスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

札幌市西区西野六条十丁目二四番二二号

２Ｆ－Ｂ

合同会社エミシス

代表社員　北川　悠介

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社匠とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

栃木県足利市大月町五〇番地の二

ＷＩＳＤＯＭ　ＳＯＬＡＲ合同会社

代表社員　ジャヤウィッカラマ・アーラッチ・ゲー・ニプン・マドサンカ

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｓｍａｒｔｈａｎｄｓとします。

効力発生日は令和八年五月二十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号中野セントラルパークサウス二階

合同会社Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｓｍａｒｔｈａｎｄｓ　代表社員　下島カルモナ麻由

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ　合同会社タスケル

代表社員　宮川　岳

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

福井市成和二丁目九〇八番地

合同会社ダンハイト

代表社員　大橋　俊雄

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年五月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＮＲ　ＣＯＭＰＡＮＹとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

愛知県名古屋市港区港陽三丁目九－五シーサイドＦ２マンションＦ１

合同会社ＮＲ　ＣＯＭＰＡＮＹ

代表社員　中江十三子

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社アクティブライフとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十四日

名古屋市緑区旭出二丁目二〇一八番地

合同会社アクティブライフ

代表社員　福島　雄志

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を金四億二千二百五十三万千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十四日

東京都千代田区西神田一丁目一番一号

ＧＯドライブ株式会社

代表取締役社長　川上　裕幸

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三十七億四千五十九万六千九百九十六円減少し二十三億一千九百三十万三千四円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://pocketalk.co.jp/

令和八年四月十四日

東京都中央区日本橋兜町七番一号

ポケトーク株式会社

代表執行役　松田　憲幸

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六〇〇万円減少し九〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、令和八年四月一日開催の株主総会で決議を終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社は特例有限会社であり、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十四日

島根県松江市黒田町四〇番地八

有限会社ケーエヌシー

代表取締役　熊野　英治

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三千九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、株主総会の決議は、令和八年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十四日

福岡県遠賀郡岡垣町桜台五番五号

有限会社緒方建設

取締役　緒方　徹志

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を百二十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月十四日

東京都中央区八重洲一丁目四番一六号

新日本電工株式会社

代表取締役社長　青木　泰

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金及び資本準備金の額を、令和八年六月一日に払込みが行われる当社の新株発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を減少することにより、最終的な資本金の額を二十億八千万円、資本準備金の額を二百五十六億一千九百十六万百九十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十日

掲載頁　八十五頁（号外第七十四号）

令和八年四月十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

サッポロ不動産開発株式会社

代表取締役社長　富岡　良之

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年四月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年四月十四日

福岡市博多区博多駅中央街八番二七号

株式会社レイヤード

代表取締役　毛塚　牧人

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十四日

東京都中央区日本橋箱崎町一七番一号

エダップテクノメド株式会社

代表取締役

ジャン・フランソワ・バシュラー

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十四日

東京都調布市下石原二丁目六〇番地二

株式会社調布ハウジング

代表取締役　石黒　健司

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十四日

岡山県津山市一方一九四番地

美津吉商事株式会社

代表取締役　森　広明

**投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告**

令和八年七月二十八日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使できる投資主を確定するため、規約第十八条第一項の規定により、令和八年四月三十日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

令和八年四月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号虎ノ門アルセアタワー

丸紅プライベートリート投資法人

執行役員　大室　勝秀

**環境影響評価に関する公告**

秋田県環境影響評価条例に基づき「（仮称）田代平農場風力発電事業　環境影響評価方法書」の公告を行います。

一、事業者の氏名及び住所

事業者名　田代平農場風力発電合同会社

代表者名　代表社員　一般社団法人田代平農場風力発電　職務執行者　本郷　雅和

所在地　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

二、対象事業の名称・種類・規模

事業名　（仮称）田代平農場風力発電事業

種類　風力発電所の設置（陸上）

規模　発電所最大出力　二五、〇八〇ｋＷ

三、対象事業実施区域

秋田県鹿角市十和田大湯字田代平付近

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

秋田県鹿角市

五、方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所　秋田県生活環境部環境保全課、鹿角市役所生活環境課及び各支所（大湯・尾去沢・十和田・花輪・八幡平）

縦覧期間　令和八年四月十四日（火）～令和八年五月十五日（金）（※土・日・祝日を除く開庁時間）

六、インターネット公表

https://www.tashirotaiwindpower.com

七、意見書の提出方法

本方法書について、環境の保全の見地からの意見を提出される方は縦覧場所にある様式に必要な事項を記入の上、意見書箱に投函するか、五月二十九日（金）までにお問い合わせ先に記載の住所へ郵送（当日消印有効）で提出してください。

八、説明会

日時　令和八年四月二十五日（土）十四時半～十六時半

場所　十和田市民センター　視聴覚室

令和八年四月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

田代平農場風力発電合同会社

お問い合わせ先

電話番号　〇三―六七〇一―八七二六

営業時間　九時半～十七時（土日祝日除く）

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を六億二千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和八年四月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社

取締役　林　令史

**債権申出の公告（第一回）**

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

静岡県袋井市大野六九〇九番九号

コニカミノルタケミカル株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　安藤　秀人

**取消公告**

令和八年三月六日（号外第四十七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年四月十四日

大阪市西区立売堀三丁目六番二一―一三〇四号

松村不動産有限会社

代表取締役　松村　明義